

インフルエンサーを起用したモデルコース WEB 記事制作・情報発信業務

委託プロポーザル実施要領

インフルエンサーを起用したモデルコース WEB 記事制作・情報発信業務委託について、公募型プロポーザル方式によって以下の通り業務の受託業者を選考する。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

インフルエンサーを起用したモデルコース WEB 記事制作・情報発信業務委託

(2) 業務の目的

アフターコロナの誘客戦略として、本県の豊かな自然やご当地グルメなどを目的に旅行先を選ぶ観光客など、多様な層の誘客促進を図るため、消費意欲が旺盛で、新しいトレンドにも敏感かつ自己投資を惜しまない F1 層（20 歳から 34 歳までの女性）をターゲットに、情報発信を効果的に進め、鳥取県の知名度の向上・鳥取県への誘客を促進することを目的とする。

(3) 業務の内容

別添「仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約日から令和 6 年 1 月 31 日まで

(5) 委託上限額

金 2,818,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 募集方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とする。このプロポーザルに参加しようとする者は、令和 5 年 7 月 21 日（金）午後 5 時までに、別添「参加申込書」を電子メールまたはファクシミリにより 6 に提出すること。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 本業務の企画書の提出の日までの間に、平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分がイベント・広告・企画に登録されている者であること。又は公益社団法人鳥取県観光連盟の会員であること。

(4) 令和 5 年 7 月 13 日（木）から本件業務の企画書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 令和 5 年 7 月 13 日（木）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 審査会の設置

(1) 企画提案書を審査するため、「インフルエンサーを起用したモデルコース WEB 記事制作・情報発信業務委託プロポーザル選考審査会」（以下、「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は 5 名で構成する。

(3) 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(4) 参加申込者が多数の場合（7 者以上）は、書類審査による一次選考を実施する。

4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者については、得点順に順位付けを行う。

5 評価方法

(1) 企画書の評価は、2を満たしているものの中から、次の項目について評価する。

審査項目	評価内容
1 企画提案力	(1) 仕様書を的確に踏まえ、事業の目的に結び付く明確かつ具体的な提案となっているか。
	(2) 提案事業者ならではのノウハウや経験を活かした創意工夫や独自性が見られ、効果が見込める提案がなされているか。
	(3) 紹介する観光スポット等の魅力をターゲット層に効果的に訴求する具体的な提案がなされているか。また、モデルコースの行程は県外、特に大都市圏からの誘客を意識した内容となっているか。
	(4) テーマに沿ったインフルエンサーを起用しているか。また、起用するインフルエンサーはターゲット層である F1 層に対して十分な情報発信力を有しているか。
2 実施体制	(1) 不測の事態等への対応、記事内容の校正や取材先との調整や交渉、打ち合わせ等、臨機応変に対応可能な業務体制・適切な管理運営体制がとられているか。
3 効果検証	(1) 適切で明確な効果検証方法が提案されているか (KPI の設定等)
4 類似業務の実績	(1) 過去5年以内に類似業務を受託し、優れた実績を上げているか。
5 価格	(1) 提案内容と経費との対応関係が明瞭かつ妥当か。

(2) 参加申込者が多数の場合(7者以上)は、次の日程で二段階選抜を実施する(7者未満の場合はプレゼンテーション(審査会のみ)とする。)

令和5年7月26日(水) 企画書の提出期限

(7月27日(木)～8月1日(火)まで、参加申込者が多数の場合は書類審査により選抜する。)

8月上旬 プレゼンテーション(審査会)の案内(時間順番等)送付

8月上旬 プレゼンテーションの実施(※詳細は別途、通知)

8月中旬 審査結果の通知

6 書類の提出先及び問合せ先

〒680-0034 鳥取市元魚町2丁目201 エステートビルV5階

公益社団法人鳥取県観光連盟魅力発信課 安達、植木

電話 0857-39-2111 ファクシミリ 0857-39-2100

電子メール kanren@tottori-guide.jp

7 提出書類

(1) 企画書

ア 企画書は、A4サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

イ 企画書には、次の内容を記載すること。なお、企画書は企画力を審査するためのものであり、記載内容は契約内容を拘束しないものとするが、実現性が担保されるものであること。

(ア) 本業務に対する基本的な考え方

(イ) テーマごとのモデルコースと想定するインフルエンサー

(ウ) 作成するWEB記事のイメージ

(エ) 業務実施スタッフ体制図(組織体制、主要スタッフが分かるもの)

(オ) 業務期間全体を通してのスケジュール設定

(カ) 類似業務の実績

※過去5年以内に行った同レベルの業務内容の実績を記載すること。

(2) 会社概要

(3) 見積書

見積書は、次の注意事項に従って作成すること。

ア 宛名は「公益社団法人鳥取県観光連盟会長 小谷 文夫」とすること。

イ 契約に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、提案者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を減じた金額に相当する金額を見積書に記載し、かつ書きで契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）を併記すること。

8 企画書の提出

(1) 提出場所 7の提出書類を6の場所に提出すること。（郵送可）

(2) 提出期限 令和5年7月26日（水）午後5時必着

9 質問事項等について

企画書作成に係る内容及び方法等についての質問は、令和5年7月19日（水）午後5時まで受け付ける。

また、質問は「6 書類の提出先及び問合せ先」に示す連絡先に対し行うこと。質問のあった事項については、回答状況をホームページ(<https://www.tottori-guide.jp/>)で逐次公開する。なお、質問の手段については、電子メール又はファクシミリによること。

10 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 令和5年8月上旬 時間は別途通知する。

(2) 場所 鳥取市内（詳細は別途通知する。）

(3) 実施方法等

プレゼンテーションは一提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を10分間設ける。

なお、参加申込者が多数（7者以上）の場合には、書類審査にて選抜された者のみプレゼンテーションを実施する。

11 企画書の提出期限・審査のスケジュール

令和5年7月13日（木） プロポーザル公募開始

7月19日（水） 質問期限

7月21日（金） 参加申込書提出期限

7月26日（水） 企画書の提出期限

8月上旬 プレゼンテーション（審査会）の案内送付

8月上旬 プレゼンテーションの実施

8月中旬 審査結果の通知及び契約

12 契約に関する事項

(1) 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

(2) 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に連盟が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を連盟に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

13 その他

(1) 企画書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

連盟は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 個人情報の取扱い

受注者は委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を守らなければならない。

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 受注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。